



発行 東京都

目次

63

条例

○東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例……………(交通局)…

条例のあらまし

●東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例 (条例第六一号)

一 道路運送法 (昭和二六年法律第一八三号) に係る一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について (令和七年九月二六日付公示) の施行を踏まえ、旅客運賃の上限額を改定します。

(例) 時間制旅客運賃の上限額

一 時間当たり 七、六八〇円 ↓ 一〇、二七二円

二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

条例

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年四月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十一号

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例

東京都貸切自動車条例 (昭和三十九年東京都条例第百八号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「七千六百八十円」を「一万二千七十二円」に、「百七十円」を「二百四十三円」に改める。

附則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

